

第1回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会次第

日時：令和6年9月13日（金）9：30～11：30

場所：滋賀県庁北新館5－B会議室

1. 開会

2. 会長の互選

3. 議事

（1）造林公社の概要および長期収支見通しの試算結果について

4. 閉会

<配布資料>

- ・出席者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・配席図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ・滋賀県分収造林事業あり方検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・資料3
- ・第1回あり方検討会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

[9 時 3 0 分 開会]

1 開会

- 琵琶湖環境部長から開会の挨拶
- 事務局から委員の紹介

2 会長の互選

(事務局)

本検討会設置要綱第 3 条に基づき、会長は、委員の方々の互選によって選出する。

- 委員の互選により、会長の選任を行う。

3 議事

(事務局)

議長は、本検討会設置要綱第 5 条に基づき、会長にお願いします。

(会長)

承知した。当検討会は、公開で開催することとし、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

本日の議事は 1 件。

- ・「一般社団法人滋賀県造林公社の概要と長期収支見通し試算結果について」

事務局から説明をお願いします。

- 事務局から資料の説明

(議長)

今回、欠席されている委員から、コメントと質問を預かっているので、代読する。

- ・ 今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないため、最終的に存続または廃止いずれにしても、それぞれどのような連携が取れる可能性があるのか、また、市町にも理解や協力を得られるのか、など協議が必要ではないかと感じた
- ・ 考察事例のようなことを滋賀県造林公社が行った場合、どのようなメリット・デメリットが生じるのか、また、B/S や P/L がどのように推移するのか、シミュレーションがされると検討しやすくなると思った。

質問については、5 点預かっている。

- ① 利用可能材積量について、長期経営計画比約 1 4 % もかなり衝撃的な計画変更ですが、ここについても変動リスクがあり得るのか？
- ② 総収穫量が 2 6 万 m³ だとすると、現在の素材生産量を継続すると 2 0 年程で尽きるのではないかと懸念しますが、総収穫量をどのように年次別に素材生産する計画での長期収支見通しなのか？
- ③ 素材生産できない森林の管理も出てくるかと思います。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。国や県、市町の事業で森林整備を行うような想定なのか、それによってどの程度のことが

カバーされると考えているのか。

- ④ あらゆる方向性を検討するにあたり、架線系集材ができる森林管理・施業部隊の育成のようなことができれば、素材生産量や木材価格にプラスのインパクトはあり得るのか？
- ⑤ 集材範囲を改善した上で、素材生産量なり、国や県、市町事業と連携した不採算林分の森林整備量を踏まえたときに、森林管理、森林施業を行う団体や部隊を作るに足る事業量となるかどうか、どのように想定しているのか？

以上の質問について、事務局から、質問ごとのポイントもおさらいしつつ回答をお願いします。

(事務局)

一点目の材積量試算値の変動リスクについては、今回の試算は公社のこれまでの施業実績を基に行ったもので、当然、今後の施業状況や事業地の状況による変動リスクは想定される。そのリスクは、上振れのリスクよりも、下振れリスクの方が大きいと考えている。

二点目の長期収支見通しにおける素材生産量の考え方について、昨年度の公社の事業実績1万m³が今後もそのまま続くという見通しではない。試算においては、事業地ごとの伐採利用可能材積量および事業計画を勘案し、各年度の伐採量を積み上げて試算しているので、各年度の生産量には波がある。全体の傾向としては、今後しばらくは、現在の生産量で推移し、その後は減少していくような試算となっている。

三点目の素材生産できない森林の管理について、造林公社のみならず他の民有林においても、放置林や不採算林はある。公社だけでなく、滋賀県全体で、森林をどのように維持管理していくかという点について、現在、森林審議会で議論を行っているところ。

四点目のインパクトについて、現状、公社の架線集材実施率は2%程度となっている。滋賀県としては主伐再造林を推進するにあたり、皆伐地における架線集材を考えているが、公社事業地では間伐をしているため、間伐という概念での架線系集材が今後大きく増えるということは想定しづらく、大きなインパクトを与えることにはならないのではないかと考えている。

五点目の事業量について、滋賀県全体として今後どのように森林や水源林を管理していくのか、森林審議会へ諮問しているところ。

(議長)

欠席の委員がおられれば、さらに質問があったかもしれないが、現時点での回答とする。今回のようにやむを得ず検討会を欠席される場合には、事前に資料をお渡しするので、コメント、質問をいただき、この場で事務局とやりとりをするということにするので、よろしくお願いいたします。

それでは、各委員からの御意見を賜りたく思う。

(委員)

一点目ですが、特定調停の際に債権放棄をしたとの説明を受けましたが、お金の問題以外に、例えば森林づくりや施業方法等、相手方と約束したことがあるのか。

二点目が、この場では難しいかもしれないが、各府県の事例考察について、これらの県におけ

る公社の位置づけは違うのではないかと考える。滋賀県では、県内の人工林面積における公社の比重は大変重いと考えるが、他の県ではどのような状況なのか。国有林や県有林の状況によっても位置づけが違うものと思うが、現時点で何か分析できていることがあれば伺いたい。

（事務局）

まず、一点目の特定調停時の下流との約束について、債務弁済というお金の部分以外に、下流が公社に期待されていることは、琵琶湖淀川流域の水源涵養を確保することである。水源林を管理し、水資源を提供するという約束があった。

二点目の他の公社の比重について、やはり、県によってばらつきがあり重みづけは異なる。県内の森林が約20万ヘクタールあり、そのうち40%が人工林となっており、その中の2万ヘクタールが公社林という状況。県内で公社林は1割程度だが、人工林の中ではそれなりの重みがある。

（委員）

そういった特殊性があるということは分かった。

（議長）

私も滋賀県内の生産森林組合の調査に行っているが、琵琶湖の存在が非常に大きく、琵琶湖のために森林があるという県民の想いが非常に伝わっている。

（委員）

三セク債を活用し林業公社を解散したケースが紹介されているが、私個人の考えに最も近いのはこのケースだと考えている。基本的に、滋賀県の中に存在する木の畑の量を減らしていく。つまり、ダウンサイジングしていくことがいいのではないと思う。

質問の一点目は、県営林化すると資料にあるが、県営林化とは自然林に返すことと同義だと考えて良いのか。

二点目が、林業公社解散の場合について、解散後の林業職員はどういった状況になるのか、教えていただきたい。

（事務局）

三セク債を使うイメージが滋賀県に合うのかどうかは別途検討が必要だと思うが、先の事例でいえば、採算林を県営林として経営、不採算林は所有者に返地というのが、県営林化されている自治体の判断である。ここを滋賀県の場合は、水源林を保全管理する約束や義務があり、所有者に返すことで管理が難しくなるリスクがあると思うので、債務問題ももちろんだが、保全管理とセットで検討が必要と考えている。

二点目について、造林公社の職員が施業をしているわけではなく、公社から業務を林業事業者に発注している。なので、公社を解散したとしても、林業作業員に影響が及ぶわけではない。

(議長)

長期収支見通しにおける価格の設定はどのようにしているのか。ここ3～4年の丸太価格や立木価格の推移を見ると、ウッドショックがあり、これまでの価格帯とは違う水準で推移していたが、こうした影響も含めた上で考えているのか。

二点目が、事業コスト試算単価をどのように設定したのか。

(事務局)

木材価格については、平成27年からの伐採実績から実績単価を算出している。ここには、ウッドショックの時期も反映されているため、実態よりは少し高めに単価が算出されている面もあると思う。そこから、プラスマイナス15%の増減を見ているもの。

事業コストについても、これまでの施業実績から実績単価を算出している。ワーストシナリオのみ10%分物価高騰を見込んでいる。

(議長)

この事業コストには再造林費用も含まれるのか。

(事務局)

公社は、契約上、伐採して分収すると事業が終了となるので、再造林費用は入っていない。

(委員)

公社の抱えている問題は、森林組合の山林所有者が抱えている問題と全く同じで、木材価格がどんどん下がり、仕事を頼めば労務単価がどんどん上がっていく、この中で仕事をすれば赤字に決まっている。森林所有者へは、補助金があるからなんとか収益が発生するという説明の中で、森林組合としても何とか仕事を続けている状況。

公社は、補助金に頼らず、借入金に頼ってきたところが民有林との決定的な違いで、民有林も補助金を使って拡大造林でどんどん造林してきたところで、困ったと言ってもしょうがない部分はあると思う。森林組合が県下で完全に一つになれなかったが、ほぼ一つになった。これは、バラバラのままでは、将来の経営が上手くいかないという事情があったから。今回、造林公社の解散も含めて検討しているように、森林組合がもしも解散してしまったら、森林所有者が路頭に迷ってしまう、だから森林組合は何としてもつぶしてはいけない、ということで、合併をしたところ。

それと同じように、公社林についても、採算林は経営を続けるが、不採算林は所有者へお返しするというのは、現時点でこの話をするのは早いのかもしれないが、これをやってしまったら、管理ができず、山が荒れ放題になってしまう。唯一、それを救う手段として、市町が譲与税を使って公的管理をしていたかどうかにかかってくると思う。その点について、今回は、長浜市長も多賀町長も欠席ということだが、市町にどこまで協力いただけるかという点を踏まえて検討していかないと、私の感覚では、森林所有者に責任のある管理を求めたところで、そもそも管理できないから分収林契約に応じているのだから、それから、1世代、2世代と代が変わり、現在の後継者のほとんどはそんなこと全く考えていない。

今後の管理について、滋賀県の森林というのは、琵琶湖淀川流域の水源涵養に大きく貢献しているという想いを滋賀県は持っていると思うが、市町が財政的にも同じ想いを持っているのか。まして、市町には林業関係の技術職員はいない状況で、どこまで市町がついてくるのか、そのあたりをもっと見極めていく必要があると思う。

一点、質問だが、債権放棄後の残債務額が188億円ということだが、これは、188億円返済可能という長期計画が先にあって、その差額を債権放棄したのか、それとも、滋賀県と下流自治体が債権放棄できる限界の額まで放棄して、残ったのが188億円なのか。まさか、188億円という数字ありきで絵を描いたわけではないと思うが、特定調停時のいきさつとしては、どちらだったのか。

(事務局)

若干のタイムラグはあるものと思うが、一定、債権放棄していただける債権額も踏まえながら、その時点で弁済可能な債務額を試算しているため、長期経営計画があって、その後に差額を放棄していただいたものと認識している。

(委員)

ということは、当時、もっとシビアに試算しておけば、もっと債権放棄してもらえる余地があったということか。

(事務局)

その点は回答が難しいが、下流自治体としても最大限の債権確保に向けた動きはあったと聞いており、県・公社ともに最大限努力して協議、調整した結果であると認識している。

(議長)

先ほどの、森林所有者の切実な状況の説明は、今後のあり方を考える上で大変参考になると思った。

(委員)

基本的な部分の確認だが、特定調停をやった結果、今現在は、市町に対する債務はなく、今の債権者は滋賀県と兵庫県のみになっているという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

他の自治体で第三セクター債を活用して債務処理をしている枠組みは、三セク債制度を活用し、県が資金を準備し、公社に貸し付けて清算という流れと考えるが、現状、滋賀県が兵庫県に債務補償をしているのか。

(事務局)

三セク債というのは、第三セクターが抱えている債務のうち、設置者である自治体が債務補償契約を締結している債務の解消に必要な資金を起債で準備できるという制度のこと。全国の林業公社が抱えている債務のうち、自治体が債務補償をしているのは、民間金融機関もしくは政府系金融機関からの借入金がほとんどのため、現在、公社が兵庫県から借りている借入金に滋賀県が債務補償しているということはない。

(委員)

今、債権者は滋賀県と兵庫県で、もしも、公社がもう返せないということで債務弁済を断念したときには、兵庫県と滋賀県が泣くというだけのことなのか。

(事務局)

そういうこともあり得る。

(委員)

兵庫県の債務を滋賀県が立て替えるということはあるのか。

(事務局)

現時点では、想定していない。

(委員)

資料 23 ページを見ると、三セク債を活用して債務を解消している自治体が多いが、これも今回は想定していないのか。

(事務局)

第三セクター債制度は、平成 21 年から一定条件の下、平成 28 年までの期間限定の制度だったので、現在は発行できない。また、第三セクター債制度自体が、滋賀県の林業公社問題が社会問題化した際に、創設された制度であり、平成 20 年の免責的債務引受以降に制度化されたため、県では使えなかった。

(委員)

造林公社も公庫から資金を借りていたと思うが、それはどのように処理されたのか。

(事務局)

これは、平成 20 年に免責的債務引受契約という、元々、公社と公庫の間の債権債務関係を一度解消し、そのまま県と公庫の間の債権債務関係に移し替え、公社の債務弁済責任を免責し、県が立て替え払いを行うという手法に切り替え、処理を行った。

元金、利息を含め総額 690 億円を平成 20 年から令和 31 年までの 42 年間長期分割弁済により今

も返済を行っているところ。利息は全体で約 200 億円あり、そのなかには、当時、債務弁済が滞り、債務不履行状態に陥った際の遅延損害金も含まれている。

(委員)

違う角度からの質問になるが、資料 9 ページの貸借対照表について、たしかに、今の会計制度でいえばこういう評価になるが、実際に、造林公社や森林組合が管理する森林のおかげで、水資源が守られ、土砂流出を防止しているという側面があると思う。それは目に見えないので、貨幣換算することはできないが、それをお金に換算できれば B/S の資産に計上することができる。そうすると、公社の財務状況もそんなに悪くないじゃないか、という議論もあり得ると思う。もちろん、評価の仕方が確立されていないので、この資料には載っていないだけだと思うが、そういう評価をしようと考えられたことはあるか。

(事務局)

日本学術会議で森林の公益的機能を金銭価値に置き換えた計算をしている。滋賀県では年間 5,603 億円の公益的価値があると試算されている。これを公社林 2 万ヘクタールに換算すると、およそ年間 560 億円の価値となる。現時点では、ご指摘のとおり財務諸表への反映はできないが、公社の財務諸表の注記には、こういった試算値が掲載されている。

(議長)

日本学術会議の試算も 2001 年の試算で、23 年も経っているので、改めて計算したら全然変わっていると思うが、多くの都道府県がこの試算値を用いて、価値評価を行っている状況。

(委員)

資料の 8 ページに木材流通が記載されているが、木材流通センターというのは、森林組合で管理しているものなのか。

(委員)

事務局の方が詳しいと思うが、私から回答する。10 年ほど前に、それまでバラバラに県内の木材を集荷していたものを一つにまとめようという機運が高まり、県が、木材流通センターという機能を作っていただいた。ただ、作ってからしばらくの間、なかなか木材が集まらない状況が続いていたので、森林組合が自主的に、木材流通センターを森林組合が運営しようと考え、主な森林組合が出資をし、法人を作り運営をしているもの。そのおかげで、公社材を含めて県産材は、ほとんどが木材流通センターを通して。主に B 材、C 材が中心だが、ここを通した方が、価格交渉も有利で、効率的に搬出できるというメリットを生かしやってきた。

今回、森林組合が合併をして、運営会社が解散し、今後は、森林組合連合会が運営をすることとしている。

(委員)

木材流通センターの取扱量に占める公社材の割合はどうか。

(事務局)

全県で 10 万 m³のうち、1 万 m³が公社材となっている。およそ 10%が公社材。

(議長)

本来、もっと A 材が出てもいいような気もするが、このあたりは、県内の製材業の規模が小さいのか、A 材を引くところの規模が小さいから、結果として、県外に輸出してしまっているということではないかと想像するが、どうですか。

(事務局)

流通としては、先ほどの委員の発言のとおり、木材流通センターを通して、県内の大型工場や市場、あるいは、ベニヤを作る B 材の工場やチップ材を作る工場へ搬出している。県外の A 材工場は出材量によって単価契約ができるので、より有利に販売を行うことができる。また、それ以外の A 材については、県内にある 2 つの市場、もしくは近隣府県にある市場に出荷している。B 材については、県外にしかないので、県外の大型工場と契約をして出荷している。

(委員)

木を育て、木を切りだす「供給サイド」には、国策として多額の支援が行われてきた。しかし、これに対して国産木材を欲する需要サイドは、外材の影響もあって十分に育ち切っていないのではないと思う。更に、切り出した木材の水分を抜いて、綺麗に加工してお客さんに引き渡すという部分、いわゆるサプライチェーンの部分も十分に成熟していないのではないかと考えている。つまり、供給サイドが補助によって過大気味になっていて、需要サイドやサプライチェーンとのバランスを欠いているのではないかということ。

私は冒頭で、滋賀県の森林にはダウンサイジングが必要と発言したが、ダウンサイジングによってそのバランスを適正化できるのではないかと考えている。

これらを踏まえて現場に最も近い委員にお伺いするが、需要サイドやサプライチェーンの成熟度合いをどのように見ておられるか。

(委員)

昔は、どこの町にも製材工場があって、造林側と下流とが近い距離で機能しあっていたことがあった。これは、日本の建築基準法に文句を言ってもしょうがないが、今や、木材 100%で作る従来工法なんてものは、ほぼなくなって、それが下流への需要を減らしている要因ではないかと考える。この点は公社にも通ずるところがある。戦後からの植えよ、育てよからずっと変わっていない状況が続いているので、これだけの格差が生じていると思っている。私自身としては、造林側をもっと育てて欲しい思いではあるが、おっしゃる通り、現状からすれば、いわゆる採算林という麓に近い集材が楽な事業地については、50 年経ったら、どんどん伐採して、更新して植

えるサイクルを保つ必要があるし、高いところ、入りにくいところは公社が目指すような針広混交林や自然林に返していくようなサイクルに行かざるを得ないと思う。公社が採算林、不採算林と言うように、民有林についても、条件の有利な事業地については林業を、条件の悪い事業地については、最低限の保育管理、公有林、針広混交林に変わっていくような手助けは、できれば市町が譲与税を使ってやって欲しいという想い。

(委員)

事務局のお話では、針広混交林や自然林に返す場合、採算林は造林公社へ、不採算林は市町へ戻すことを想定されていたようだが、個人的には逆だと思っていて、不採算林を県や公社が受け持っていて、メンテナンスしていくべきだと思っている。

今の長期収支の資産結果はあくまでも仮定を置いた話であり、当たることもあれば、外れることもある中で、もしかしたら、10年後には超大型ドローンが木材を吊り上げて運び出すような技術革新が起こり、伐採効率が飛躍的に改善しているのかもしれない。そのような変化もあり得るのだから、長期収支は今後も見直しをしていくのか。

(事務局)

現在のスキームで言えば、中期経営改善計画の見直し時期に合わせて見直しを行うこととなる。

(委員)

では、この長期収支見通しにぶら下がる計画として中期経営計画があるということか。

(事務局)

長期経営計画は、188 億円を目標にこれまで頑張ってきたわけだが、色んな状況から弁済が難しいことが分かり、包括外部監査の結果もあり、実際に長期収支を計算するとこのような結果となる。この 188 億円をこのまま置いておくわけにはいけないので、どこかの時点では長期経営計画の改正が視野には入る。

(委員)

私の言っている長期というのは、公社のHPに掲載されている長期計画ではなくて、今回の長期収支見通しを基に新たに作るであろうニュー長期計画のことを指しているつもりだったが、そういうことではないのか。

(事務局)

そこも含めてこれから長期計画の検証をする中で、こういった対応がいいのかは、今後の検討会の中でご議論いただきたい。

(委員)

冒頭で、造林公社は解散の方向性がいと思うと発言したが、これは、本来の問題点である長

期収支計画と実際の毎年度の実績に乖離がある原因が、滋賀県と造林公社という2団体に分かれていたことに問題があったのではないかと考えているため。

公庫債務を引き受けたのは滋賀県であるにも関わらず、実際に分収造林を行うのは、別団体である造林公社であり、責任が分離した状態になっている。これが、お互いに牽制がかからなかった要因ではないかと思う。これを一体化させるために、公社の看板を下ろしてはどうか、というのが私の考え方。

(事務局)

公社と県の間には、関与条例を作り、計画や実績、評価に対して指導助言を行い、議会への報告も行っている。乖離という部分は、関与条例がその溝を埋めているものと考えているが、そのあたりも含めて検討していきたい。

(委員)

私は滋賀県造林公社経営評価委員会の委員もやっていて、中期計画の評価や進行管理について、単年評価にはなるが監視を行っている。正直に言って、県と公社の見込みが甘くて長期と中期の乖離が大きくなっていつているということではなく、誰が何をどうやっても無理で、木を伐るコストと伐った木を売った収益がそう簡単に動くものではなく、誰がどうやっても長期経営計画の188億円に見合う伐採収益を出してくることは不可能なんだということを、ここにいるみなさんの共通認識にしたい。188億円というのは、特定調停を成立させた時点で将来を見据えると、希望的観測として、これぐらいなら返せるかなと見込んだ額であって、やっぱり、その時点の観測通りにはならなくて、もっと経営環境が悪化して、188億円なんかは無理なんだと思う。

今後の一つの方向性としては、もう一度債務免除してあげて、188億円を圧縮してこれなら続けられると見込める状態にして続けるか、もしくは、188億円を1/10にしても無理だろうから、このやり方は完全に諦めるのか、その二択を考えるのが、この検討会の議論ではないのか。

(委員)

誰がどうやっても赤字になるというのは、委員のおっしゃる通りだと思う。公社の事業は、誰がどんなに逆立ちしたとしても絶対に赤字になることだと思っている。私が問題視しているのは、実際の弁済状況が積み重なった結果が長期経営計画に反映されていないことであり、最新の状況が開示される状況になっていなかったことである。赤字が出るのはしょうがないが、その赤字が随時当初の弁済計画に反映されて、どんどんまずい状況になっていくことが早い段階で開示されていれば良かったと思う。

(委員)

正確に言えば、赤字ではない。一応、補助金込みで利益は出ている。そもそも特定調停のスキームを確認しておく、普通の特定期調停は、借金が188億円あれば、これを何年で返すのか、各年度にいくらずつ返すのかを明らかにするもの。この特定調停は全然違い、188億円が完済目標ではあるが、毎年、一生懸命経営をやって利益があがったらその利益を返済に充てる。利益が出な

かったら返済できなくても仕方がない、こうやって返済していけば、きっと 188 億円になるだろうという内容の特定調停なので、毎年決まった額を返済するという約束はしていない。

もちろん、公社では一生懸命に分収造林事業をやって、利益を出してそれを返済に充てていくことになるが、結果的に 188 億円には絶対に到達しないという現状認識。その上で、長期経営計画は 188 億円の返済目標を掲げて、5 年に 1 度、中期計画を作っている。今年はここまでできましたという評価は県に提出していて、公社HPでも公表している。あまり興味のない方には何が起きているのかわからないかもしれないが。情報公開としては常にオープンにされていて、誰がどう見ても 188 億円なんて夢のような話だとわかるようになっている。それで、これ以上、この状況を先延ばしにできないから、この検討会をやっているということだと理解している。

(議長)

素材生産する現場について、施業地によっては生産効率が高く非常に収益が上がっているところやそうでないところもあると思うが、それとは別に、素材生産事業体がどれぐらいの生産効率でやっているのか、年々、効率が高まっているのか、どんな要因があれば効率が高まるのか、という分析が不可欠だと思うが、分析の状況はどうか。

(事務局)

公社の仕事は森林組合や民間の林業事業体に受けていただいているが、公社の業務をする前には、どのようにして、その事業地の仕事をお任せするか、プロポーザル方式で事業者から伐採材積、伐採収入等について提案を受けて、公社で判断して行っている。プロポーザルの中で、ヘクタール当たり材積や、期間内事業量など、施業効率化を含めて評価し、事業者を決定している。公社の中でそういった視点も加味しながら、業務発注を行っておられる。

(議長)

施業地の採算性を高めていく仕組みが必要だと思う。地形や樹種の状況を踏まえ、事業体ごとの事業成果を評価して、年間の伐採量が増やせれば、コストが圧縮されて状況がかなり改善していく。そういった状況を勘案しながら、今後の方針を考える必要があると思った。

(事務局)

議長のおっしゃるとおりで、その点も含めて、事業者の指導も公社の重要な役割の一つだと思うので、引き続き、業務を進めていきたい。

(議長)

やはり、事業者に日報を作ってもらって、事業者側の負担になるので、嫌がられるかもしれないが、振り返りになり、上手くいったこと、上手くいかなかったことを振り返ることで生産性を高めていくようにしていくことも必要と感じた。

(委員)

この検討会でお話することは、最終的に森林所有者であったり、県のみなさんであったり、滋賀の森林にとって何がいいのかを考える必要があると思う。実際に事業を回していく立場になったときに、県有林化、公社有林化という選択肢を考えたときに、お仕事をもらう事業者の立場に立てば、公社を残しておいた方が、契約関係書類など、県に提出する資料よりもハードルが低いのではないかと。公社は県とは別団体なので、公社の方がその辺の融通が利くのではないかと。岩手県では、県の事業を受注するための書類づくりが大変で、小さい事業者は協同組合を作って、組合が入札関係資料を作っている事例もある。滋賀県ではどうか。

(事務局)

先ほど、公社の発注はプロポーザル方式と説明したが、プロポーザル方式での発注の場合、資料の量が多くなりがちではあるが、県だから、公社だからという差はあまりないのではないかと。思う。

(委員)

手続き上はあまり変わらないかなという印象。

先ほどの議長からの御意見で、現場の採算性という話があったが、その点については、正に森林組合が合併したスケールメリットを発揮させる点だと考えている。まだ、6月に合併したばかりで、現実的にはまだまだ全然動けていないが、これまで個別の組合で使っていた機材を今後は大きな一つの組合で使うことができるので、事業費単価については、もちろん森林組合でもらうのか、公社がもらうのかという議論はあるにせよ、下げることは可能だと考えている。

全然別の観点になるが、公社を存続させるのか、解散させるのかについては、もっと先の議論になると思うが、単純に公社で続けるのであれば、公社の管理費は公社が賄うべきだと思う。県営林になると県の職員が経営することになるので、管理費、固定経費は県の中に埋もれてしまい、独立採算にならないが、この点はどのように整理するのか。もしも、公社を止めることで、公社の管理費が必要無くなるのであれば非常に単純な話になるが、どうか。

(事務局)

公社では、県から出資金という形で運営経費と事業費の一部として2億円を毎年支援している状況。仮に、公社が残り46年間存続するとすれば、92億円の財政負担が必要な計算になる。一方、県営林、県有林であれば、県の給与費の中に埋もれることになる。この2億円を必要経費として考えるのか、この2億円を見直し対象経費として考えるのか、今後議論をお願いしたいと考えている。

(委員)

この点が今日の議論は素通りしてしまっていたので、あえて意見した。これから公社の存廃について議論していくが、今の県の財政状況を考えれば、こういう形で2億円の支出が決まっているようなものは嫌がられると思う。ところが、それが故に、県営林にすると、出資金の2億円が職

員給与費の中に隠れてしまうので、私からみれば、逆に不透明だと思う。財政課としても、必要な経費には変わらないという視点をちゃんと持つておかないといけないと思う。

(委員)

それは、私が言い出しっぺなので、回答するが、特別会計というイメージで考えている。造林公社を解散して、造林公社という形の箱を会計ごと県の内部に取り込んでしまい、特別会計化するというイメージ。

(事務局)

委員がおっしゃったような課題というのは、県の中にあると思う。どのぐらいの経費が掛かっているのかという点も含めて、次回、お示ししたいと考えている。一方で、公益的機能をどのように維持していくのか、という点も重要なポイントとなる。採算のとれる森林、そして、公益的機能を発揮する森林をしっかりと分けて考える必要がある。公益的機能については、県がしっかりと守っていく必要がある。これは、委員がおっしゃったように、琵琶湖は、近畿 1,450 万人の水源であり、滋賀県は水源涵養機能の森なので、特に奥山の水源林を、所有者に返地していいのか、放置していいのか、県としてかかる経費も含めて、考えていく必要がある。次の回で、この点も含めてお示ししたい。

(委員)

特定調停を行った際に、多額の債務免除益が発生していると思うが、その債務免除益の課税関係はどうか。

(事務局)

債務免除益については、法人税が非課税だったと記憶している。

(委員)

今回、もしも、188 億円の債権放棄を行い、188 億円の債務免除益が発生した場合はどうなるのか。

(委員)

たぶん、非課税となるのではないかと思います。お時間いただければ調べられる。

委員は、債務免除益に対する課税を懸念されているということか。

(委員)

この件の最終的な解決方法は、公社解散して債務不履行で終わるという方法か、なんとか粘って長期経営計画を改定して債務を圧縮し滋賀県と兵庫県に債務免除をお願いする方法か、どちらかの方向性に進むのかなと考えている。もし、債務免除を受けたときに課税されとなれば、公社に払えるだけの資金余力はないので、話が全然変わってくるとなるので、確認したい趣旨。

(議長)

この点については、次回に間に合うのであれば、資料のご準備をお願いしたい。

(委員)

この長期収支見通しは変動予算のように捉えていいのか。将来に向かって変動要因は山のようにあるので、その変動要因を加味して、収支見通しは一定期間ごとに修正していき、リアルタイムの収支見通しが常に明らかになるようにしてほしい。

(議長)

入りも出も変動するし、木材価格も変わる、素材生産性が効率化すれば事業費も変わるということで、変数が多い試算値であることは確かだと思う。

(議長)

本日の議事は以上。委員の皆様から頂いた意見を反映し、今後の検討をお願いする。

(事務局)

<次回の検討会について説明を行う。>

4 閉会

(事務局)

以上をもって、第1回滋賀県分収造林事業あり方検討会を終了する。

[11時12分閉会]

以上